

保育園における感染症の登園基準一覧

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては、以下の配慮をお願いします。

- ①園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと
- ②子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

感染症にかかった場合は、登園停止になります。

登園する時は医師の診断による「意見書」または診断による登園の許可が必要です。

「意見書」は事務所に置いてあります。またホームページからもダウンロード出来ますのでご利用ください。

ホームページアドレス <http://seiun-hoiku.com>「保健室からのお願い」

医師の「意見書」が必要となる感染症

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺 頸下腺舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
アデノウィルス感染症	主な症状が消失した後、2日経過していること
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が消滅していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157 O26 O111など)	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受け、登園の許可が必要な感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
流行性嘔吐下痢症	下痢に関しては、形あるものに戻って24時間が経過していること
ウイルス性胃腸炎 (ノロウィルス・ロタウィルス・アデノウィルスなど)	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
RSウィルス感染症	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
帯状疱疹(ヘルペス)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと

医師の診断及び治療が必要な感染症

病名	登園のめやす
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)	搔きこわし傷から。摻出液が出ていたときは被覆すること
頭じらみ症	駆除を開始していること

※その他、原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状のあるとき